

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 1備考以外の部分を次のように改める。

区 分	使用料月額（1区画につき）			
	一 般 使 用		全 面 使 用	
	ア	イ	ア	イ
楽 只 市 営 住 宅	7,210 円		5,400 円	
東天王町市営住宅	9,280		6,960	
錦 林 市 営 住 宅	6,750		5,060	
養 正 市 営 住 宅	8,390		6,290	
壬生東市営住宅	9,990		7,490	
三 条 市 営 住 宅	10,810	8,640	8,100	6,480
山 科 市 営 住 宅	6,020	4,810	4,510	3,600
東 野 市 営 住 宅	5,970	4,770	4,470	3,570
御 陵 市 営 住 宅	9,680		7,260	
音羽千本市営住宅	5,880	4,700	4,410	3,520
音 羽 市 営 住 宅	5,660		4,240	
大 宅 市 営 住 宅	5,800	4,640	4,350	3,480
柳 辻 西 市 営 住 宅	5,330		3,990	
柳 辻 市 営 住 宅	6,460		4,840	
西 野 山 市 営 住 宅	7,120	5,690	5,340	4,260
勸修寺第一市営住宅	6,670		5,000	
勸修寺第二市営住宅	6,690		5,010	
崇 仁 市 営 住 宅	5,390	4,310	4,040	3,230
八 条 市 営 住 宅	7,340		5,500	
唐 橋 市 営 住 宅	7,270		5,450	
唐 橋 第 二 市 営 住 宅	7,070		5,300	

東松ノ木市営住宅	6,220		4,660	
南烏丸市営住宅	6,900		5,170	
南岩本市営住宅	4,730		3,540	
東岩本市営住宅	4,830		3,620	
東九条市営住宅	9,130		6,840	
高瀬川南市営住宅	4,730		3,540	
山ノ本市営住宅	4,660		3,490	
久世市営住宅	4,430		3,320	
久世南市営住宅	4,430		3,320	
蜂ヶ丘市営住宅	6,750		5,060	
葛野市営住宅	6,410		4,800	
壬生市営住宅	7,140		5,350	
西京極市営住宅	6,530		4,890	
嵯峨市営住宅	6,010		4,500	
広沢市営住宅	9,030		6,770	
大覚寺市営住宅	6,670		5,000	
洛西東新林市営住宅	4,670	3,730	3,500	2,790
洛西北福西市営住宅	6,190	4,950	4,640	3,710
洛西南福西市営住宅	5,670	4,530	4,250	3,390
洛西東竹の里市営住宅	5,300	4,240	3,970	3,180
桃陵市営住宅	6,050	4,840	4,530	3,630
向島市営住宅	4,810	3,840	3,600	2,880
醍醐南市営住宅	7,170	5,730	5,370	4,290
醍醐中市営住宅	7,230		5,420	
醍醐東市営住宅	7,230		5,420	
醍醐西市営住宅	7,230		5,420	
小栗栖市営住宅	7,410	5,920	5,550	4,440
辰巳市営住宅	4,780		3,580	
いわたの森市営住宅	5,860		4,390	
深草第三市営住宅	5,940	4,750	4,450	3,560
鈴塚市営住宅	8,540		6,400	
桜島市営住宅	6,010		4,500	

田中宮市営住宅	5,640		4,230	
竹田市営住宅	12,300		9,220	
改進黨営住宅	4,230		3,170	
加賀屋敷市営住宅	5,290		3,960	
下鳥羽市営住宅	7,310		5,480	
久我のもり市営住宅	4,940		3,700	
際目市営住宅	3,540		2,650	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市市営住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅管理課)